

フリーローン (一般社団法人しんきん保証基金保証付)

(2026年4月1日現在)

商 品 名	フリーローン (一般社団法人しんきん保証基金保証付)
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・申込時年齢が満20歳以上の方で、完済時の年齢が満75歳以下の方。 ・安定継続した収入がある方。(派遣社員・パート等の方は、安定した収入がある場合に限り対象。) ・富山県内に居住または勤務しておられる方。 ・日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者である方。 ・一般社団法人しんきん保証基金の保証が受けられる方。
お 使 い み ち	自由です。 ※事業性資金、他金融機関の借換えにもご利用いただけます。
ご 融 資 限 度 額	500万円以内
ご 利 用 期 間	3ヶ月以上10年以内 (元金据置期間6ヶ月含む)
ご 融 資 利 率	<p>事前審査により、次のいずれか3段階の利率となります。</p> <p>固定金利</p> <p>① 年5.00%(保証料含む) ② 年9.00%(保証料含む) ③ 年13.00%(保証料含む)</p>
ご 返 済 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月元利均等返済となります。 ・ご融資金額の50%を上限とし、半年毎の増額返済の併用もできます。 <p>尚、元金返済の据置期間は6ヶ月以内までできます。</p>
保 証 会 社 保 証 料 ・ 保 証 人	<p>保証会社 … 一般社団法人しんきん保証基金</p> <p>保証料 … 毎月のご返済金に含まれます。</p> <p>保証人 … 原則不要です。</p>
ご提出していただくもの	<p>①ご本人確認資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証(表裏)【運転免許証を徴求できない場合(申込人がマイナ免許証のみを保有する場合を含む)は、次のいずれかを徴求】 個人番号カード(表のみ)、資格確認書(表裏)、運転経歴証明書(表裏) (申込人が日本国籍以外の場合)永住者または特別永住者であることを確認するため、上記書類に加えて、次のいずれかの書類を徴求 在留カード、特別永住者証明書、住民票抄本(在留資格の記載があるもの) <p>②年収をご確認できる資料(借入金額300万円以下の場合には不要です。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的所得証明書、源泉徴収票、確定申告書控のいずれか(支払調書は不可) ・勤続年数が短く公的証明書、源泉徴収票が取れない給与所得者に限り、給与明細書でも可。 ・年金受給者の方は年金振込、年金額改定、年金裁定のいずれかの通知書。 <p>※その他、保証会社が必要に応じ確認が必要と認めるものがあればご提出いただけます。</p>
苦 情 処 理 措 置 紛 争 解 決 措 置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または「ご意見・ご要望受付窓口」(9時～17時、電話：0120-964-522)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 富山県弁護士会紛争解決センター(電話：076-421-4811)、金沢弁護士会紛争解決センター(電話：076-221-0242)、福井弁護士会紛争解決センター(電話：0776-23-5255)、東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記「ご意見・ご要望受付窓口」または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、前記弁護士会、当金庫「ご意見・ご要望受付窓口」もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・お申込みに際しては、事前に審査させていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・現在のご融資利率やご返済の試算、ご用意いただく書類、その他の条件につきましては当金庫本支店までお問い合わせください。 ・繰上償還等の手数料については、別紙「融資に関する手数料一覧」をご覧ください。

融 (4) - 8 - 1

